

第3章

検 証 編

第3章では、平成29年度中1ギャップ問題未然防止事業の成果と課題について掲載します。

平成 28 年度の指定 5 地域におけるいじめ・不登校の状況

(「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

指定校においては、いじめを積極的に認知し、解消に向けた取組の充実が図られています。

平成 28 年度の指定校においては、特に中学校においていじめの認知件数が全道・全国と比べて高く、いじめの解消状況は小・中学校共に 100% となっていることから、中 1 ギャップ問題の未然防止等の取組の推進により、いじめの早期発見、早期対応に向けた取組が組織的に進められ、いじめを積極的に認知するとともに、解消に向けた取組が充実されていることが推察されます。

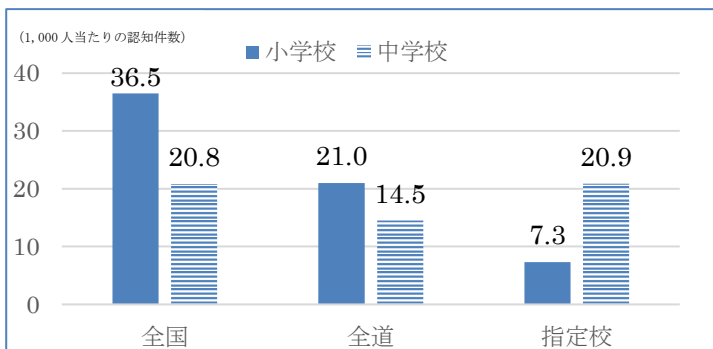
指定校においては、不登校の初期対応の取組の充実が図られています。

平成 28 年度の指定校においては、不登校児童生徒の在籍比が全道・全国と比較して低いことから、中 1 ギャップ問題の未然防止等の取組の推進により、魅力ある学校づくりを進めるとともに、児童生徒が学校を休み始めた不登校の予兆を見逃さず、組織的に対応するなど、新たな不登校を生まない未然防止の取組が充実していることが推察されます。

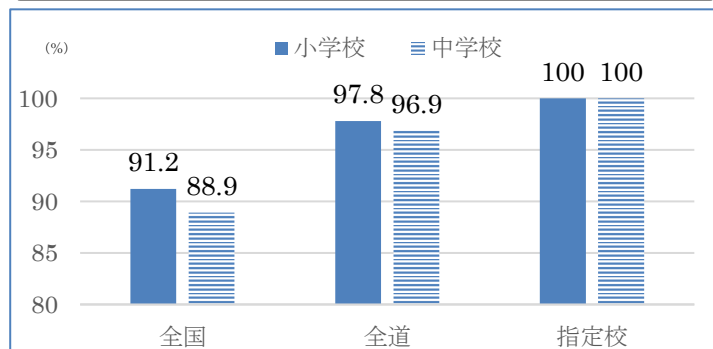
一方、不登校の解消状況については全道・全国と比較して低いことから、不登校となっている児童生徒への対応には苦慮していることが推察されます。

不登校の解消に向け、今後においては、小・中学校の連携・接続だけでなく、児童生徒理解・教育支援シート等を活用し、関係機関や家庭・地域と情報共有し、ケース会議等を積極的に開催するなど、不登校児童生徒への支援を充実させるとともに、全ての学校において、新たな不登校を生まない未然防止の取組をより一層充実させることが重要です。

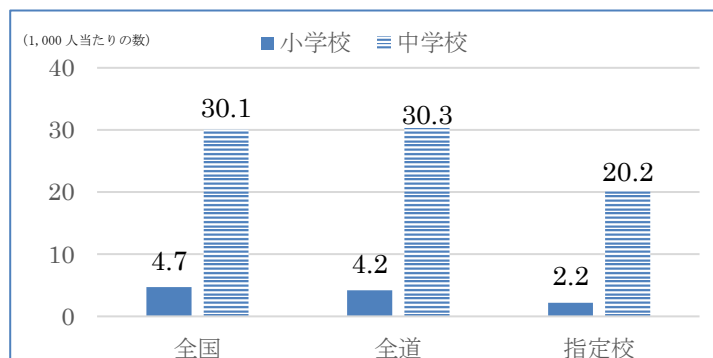
平成 28 年度：いじめの認知件数の比較



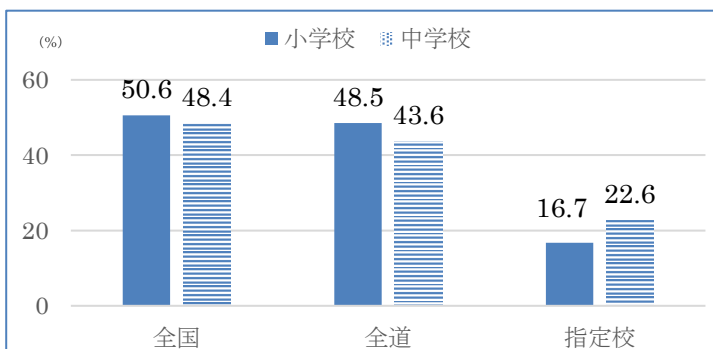
平成 28 年度：いじめの解消状況の比較



平成 28 年度：不登校児童生徒の在籍比の比較



平成 28 年度：不登校の解消又は好ましい変化が見られた状況の比較



平成 29 年度における本事業の成果と課題

◇ 成果

◇ 小・中学校の緊密な連携体制の整備

- 加配教員がリーダーシップを発揮し、各小・中学校における中心スタッフが連携を図りながら推進体制を整備するとともに、小・中学校間の連携体制について、保護者や地域への周知を図ることにより、保護者等の積極的な参画を得ることができた。
- 「ほっと」や「Q-U」等の結果を共有するだけでなく、結果の分析に基づく改善策の検討を協働して行うことで、目指す児童生徒像の実現に向けた引継ぎ方法の工夫が見られた。

◇ 児童生徒の人間関係を築く力の育成

- 「ほっと」等の結果を分析し、課題に応じてピア・サポートを取り入れたり、小中合同のボランティア活動を行ったりするなど、校内や学校間での取組の充実を図ることができた。

◇ 児童生徒の学校生活への適応状況のきめ細かな把握と適切な支援

- 「ほっと」等の分析結果と教育相談の結果を組み合わせることで、児童生徒の多面的・多角的な理解に基づく早期の対応が可能となり、いじめの未然防止や不登校児童生徒の減少につなげることができた。

◇ 小・中学校における学習指導や生活指導の円滑な接続

- 小・中学校での学習規律や生活規律等の共通項目を見出すことにより、児童生徒に負担のない円滑な接続を促進することができた。
- 小・中学校における授業参観や出前授業の実施、系統性のある指導内容や連続性のある指導方法の検討などを行うことにより、小・中学校間で課題が共有され、小中連携の重要性について共通理解を図ることができた。

◇ 新たな不登校を生まない未然防止の取組

- 不登校の傾向が見られ始めた児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の関係機関と連携した早期の対応を行うとともに、いじめや暴力行為等問題行動を許さない学校づくり、分かる授業など魅力ある学校づくりについて教職員が一体となって取組を進めることができた。

◆ 課題

◆ 小・中学校の緊密な連携体制の整備

- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の在り方について小・中学校間で一層の連携を進めるために、スクールカウンセラー等を有効に活用した小・中学校合同研修会や、ケース会議等を積極的に行う必要がある。

◆ 児童生徒の人間関係を築く力の育成

- 児童生徒の実態に応じたピア・サポートや構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等の教育相談の技法を活用した取組の一層の充実を図る必要がある。

◆ 児童生徒の学校生活への適応状況のきめ細かな把握と適切な支援

- 「ほっと」等の結果を十分に活用するための小・中合同研修会を行い、児童生徒一人一人のコミュニケーション能力の状況や変容を的確に把握・分析し、指導に生かす取組の充実を図る必要がある。

◆ 小・中学校における学習指導や生活指導の円滑な接続

- 小・中学校間の系統性のある指導内容や連続性のある指導方法について、より一層共通理解を深め、学習指導や生徒指導の改善に生かす必要がある。

◆ 新たな不登校を生まない未然防止の取組

- 不登校の傾向が見られ始めた児童生徒に対し、早期の段階から養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による学校内における専門的な相談・指導を開始するよう努めるとともに、児童生徒理解・教育支援シート等を有効に活用した組織的な支援を行う必要がある。

中1ギャップ問題未然防止事業実施要項

(平成26年4月24日学校教育局長決定)

(平成28年4月1日 一部改正)

1 趣 旨

本道においては、小学校6年生が中学校1年生に進学した際、不登校の子どもが増加しているほか、いじめの認知件数も増加している状況が見られる。

こうした状況について、社会的スキルの定着が不十分等の個人的な要因あるいは、家庭的な要因などを抱えた子どもが、小学校から中学校へ進学する際、学習環境や生活環境等の大きな変化に適応できないといった小・中学校間の接続の問題（いわゆる「中1ギャップ」の問題）が指摘されている。

このようなことから、子どもの人間関係づくりの能力の育成や小・中学校間の連携を促進するとともに、家庭や関係機関との情報共有を図るなど、中1ギャップ問題解消の取組を実施する。

2 事業の実施主体

北海道教育委員会が事業を実施する。

なお、事業実施に当たり、事業を実施する市町村教育委員会を指定する。

3 事業の実施期間

事業の委託から原則1年間とする。ただし、3年間継続した取組ができるよう配慮する。

4 事業の内容

(1) 推進地域及び推進校の指定

事業の実施を希望する市町村教育委員会は、原則として、「中学校区」を推進地域とし、域内に中学校1校、小学校1校以上を推進校として指定する。

(2) 推進地域及び推進校による取組

ア 事業推進体制の整備

- ① 推進地域の中学校区を単位とした「中1ギャップ検討委員会」の設置（既存の組織が設けられている場合は、代替することを可とする。）
- ② 推進校が連携した、校区の中1ギャップ解消プランの作成
- ③ 推進校が連携した取組を推進するための中心スタッフの任命（各学校3名程度）

イ 人間関係づくりの能力の育成を図る小・中学校の円滑な接続（取組例）

- ① よりよい人間関係を築くために必要な社会的スキルを育成する活動の教育課程への適切な位置付け
- ② 学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動の合同実施による児童生徒の交流など、小・中学校が連携した取組の実施
- ③ 「ほっと」や生活アンケートの実施（年2～3回）、分析及び校内研修や学年会議等での活用
- ④ 教育相談や学習・生活に関する記録に基づく小・中学校合同の事例検討、実践交流等の実施
- ⑤ スクールカウンセラーや指導主事等を講師とした小・中学校合同研修会の実施

ウ 学習指導や生活指導の小・中学校の円滑な接続（取組例）

- ① 小・中学校間での学習規律、生活規律の改善に関する一貫した取組の推進
- ② 学年相互の関連を明確にし、小・中学校の9年間を見通した指導の推進
- ③ 小・中学校相互の授業参観や出前授業等、小・中学校が連携した指導方法、指導体制の充実
- ④ 小・中学校間での家庭学習（予習や復習、宿題等）における内容や方法についての連携
- ⑤ 小・中学校間での児童生徒の学習状況や生活状況等の引継ぎの工夫改善
- ⑥ 中学校における学級編制や個に応じた指導に生かすための、小学校における学習内容の定着状況の共有

エ その他の取組

- ① 児童生徒が学校や学級での生活によりよく適応することができるようにするための教育活動全体を通じたガイダンスの機能の充実

- ② 小・中学校合同のいじめ根絶に向けた子ども会議など、児童生徒が主体となった取組の実施
- ③ 生活リズムや家庭での過ごし方（家庭での学習時間や、ゲーム、テレビ等の視聴、携帯電話、スマートフォン等の利用を含む）等に関する家庭との連携の充実
- ④ 小・中学校と家庭、地域が連携・協力した取組の工夫
- ⑤ 学校や地域の実情に応じた取組

オ 事業成果の検証及び評価

- ① 「ほっと」や生活アンケート、全国学力・学習状況調査、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果等、客観的なデータに基づく現状の把握と取組の検証及び成果の確認
- ② 学校評価等を通じた現状の把握と取組の検証、改善
- ③ 保護者や地域への事業の周知と検証の報告

(3) 北海道教育委員会の取組

ア 運営協議会の開催

事業の円滑な実施のために、市町村教育委員会、関係機関及び学識経験者等の参加を得た運営協議会を開催する。

イ 集団カウンセリング等の研修会の開催

推進地域における取組を充実させるために、推進校を対象とした集団カウンセリング及び「ほっと」による実践の効果検証等の研修会を開催する。

ウ 研修講師の派遣

推進地域及び推進校における校内研修等を充実させるために、大学教員等の有識者や指導主事等を研修講師として派遣する。

エ 取組状況の広報

全道の学校や市町村教育委員会における中1ギャップ問題への対応の充実に役立てるため、本事業の取組状況の広報をする。

5 推進校における教員加配

(1) 加配措置

ア 北海道教育委員会は、実施計画書等を総合的に審査し、中学校に対して本事業に係る生徒指導に関する教職員定数加配として教員1名を加配する。

イ 推進地域を設置する市町村教育委員会は、中学校に措置した教員加配が小学校と中学校の円滑な接続や移行が図られるよう、小学校との人的な協力・連携に活用されるよう体制整備に努める。

ウ 推進校は、生徒指導に関する校内の研究体制を整備し、計画的、継続的に研究を進める。

(2) 推進地域の取組

ア 推進地域は、推進地域を設置する市町村教育委員会、北海道教育委員会と密接に連絡をとり、その助言を受けながら事業を実施する。

イ 推進地域を設置する市町村教育委員会は、年度ごとに実績報告書等を作成の上、北海道教育委員会に提出する。

6 事業の実施手続

(1) 事業の実施を希望する市町村教育委員会は、別紙様式による『「中1ギャップ問題未然防止事業」加配教員活用計画書』を北海道教育委員会に申請する。

(2) 北海道教育委員会は、上記(1)により提出された計画書の内容を審査し、実施する市町村教育委員会（推進地域）を決定する。

(3) 上記(2)で決定した市町村教育委員会は、推進地域について、別紙様式による『「中1ギャップ問題未然防止事業」実施計画書（以下「実施計画書」という。）』を北海道教育委員会に提出する。

(4) 上記(2)で決定した市町村教育委員会は、年度途中（1月末を目途）に実施計画書等に基づく進捗状況を北海道教育委員会に提出し、その指示を受けること。

(5) 上記(2)で決定した市町村教育委員会は、別紙様式による『「中1ギャップ問題未然防止事業」実績報告書』（以下「実績報告書」という。）を作成し、北海道教育委員会が指定する日までに提出するとともに、成果の普及啓発を図るための資料（別途、通知する）を作成し、提出すること。

7 その他

- (1) この要項に定めのないものは、北海道教育委員会及び市町村教育委員会が協議の上決定する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、「いじめ未然防止モデルプログラム事業」及び「高校生ステップアップ・プログラム」の他、学校教育局義務教育課が実施している「小中連携・一貫教育実践事業」及び「学校力向上に関する総合実践事業」等の各種事業における取組の成果や、平成28年2月4日付け教義第1763号通知「教育課程の適切な編成・実施及び授業時数の確保等について」の趣旨を踏まえること。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。